

「指定居宅サービス」重要事項説明書

～短期入所生活介護～



テnderヒル御所

事業所

事業所の種類	指定短期入所生活介護事業所・平成12年1月31日指定 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定 奈良県2970800013号 ※当事業所は特別養護老人ホームテnderヒル御所に併設
事業所所在地	奈良県御所市船路415番地
連絡先	0745-66-2500

事業所の目的及び運営方針

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に短期入所生活介護サービスを提供します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時30分

通常の事業実施地域

御所市
五條市（小山・出屋敷・小和・久留野・居博・近内・住川）
新庄（忍海・新村・新町・南花内・西辻・林堂・脇田・萱）

利用定員

短期入所生活介護	10人 + 介護老人福祉施設の空床
----------	-------------------

職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置数	勤務体制	備考
施設長	1名	8:30～17:30（常勤）	
ソーシャルワーカー （生活相談員）	4名	8:30～17:30（常勤）	
ケアワーカー	29名	日勤：07:00～16:00 準夜勤：13:00～22:00 夜勤：22:00～07:00	
間接介護職員	3名	09:00～18:00	
看護職員 （機能訓練指導員）	3名	09:15～18:15	
栄養士	1名	8:30～17:30（常勤）	
介護支援専門員	3名		
医師（嘱託医）	1名	14:30～16:30（週2回）	

サービスの概要

<p>食事</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間） 朝食： 8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～
<p>入浴</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴又は清拭を週2回行います。 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
<p>排泄</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者の排泄や介助を行います。
<p>機能訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員（看護職員が兼務）により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。 <p>その他自立への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

サービス利用料金について

利用料(1日あたり) 地域加算7級地にて単位は10.14円となります。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金 (多床室)	646点	713点	781点	848点	913点
サービス利用料金 (従来型個室)	579点	646点	714点	781点	846点

介護予防 利用料（1日あたり） 地域加算7級地にて単位は10.14円となります。

要介護度	要支援1	要支援2
サービス利用料金 (多床室)	473点	581点
サービス利用料金 (従来型個室)	433点	538点

加算

★送迎加算(片道)	184円
★療養食加算	23円
★夜勤職員配置加算加算I (介護予防は除く)	13円
★サービス提供体制加算I	12円
★介護職員処遇改善加算I (サービス利用料+加算)×0.025	

単位

送迎加算(片道)	184単位
療養食加算	23単位
夜勤職員配置加算	13単位
サービス提供体制加算I	12単位
介護職員処遇改善加算 (サービス利用料+加算)×0.025	

食費

所得段階	負担額
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円
第4段階 以上	朝 320円 昼 740円 夕 690円

滞在費

所得段階	負担額	
	多床室	従来型個室
第1段階	0円	320円
第2段階	370円	420円
第3段階	370円	820円
第4段階以上	370円	1,150円

※第1段階～3段階については、介護保険負担限度額認定申請をしていただき認定証の提示が必要です。(毎月初回利用時に提示)

日常生活費

1日につき	150円
-------	------

教養娯楽費

1日につき	150円
-------	------

その他

おむつ代	(サービス料金に含まれます)
テレビレンタル料	110円/日(テレビ電気代を含む)

通常の事業実施区域外への送迎(通常の営業区域外)

送迎加算(片道)の184円の他に、以下の費用が必要となります	
本所から送迎場所まで、片道10km未満	1,000円(片道)
本所から送迎場所まで、片道10キロ以上20キロ未満	2,000円(片道)
本所から送迎場所まで、片道20キロ以上30キロ未満	3,000円(片道)
本所から送迎場所まで、片道30km以上	5,000円(片道)
距離に関わらず、タクシーを使用した場合は実費負担	

緊急時病院通院

車両使用量	5kmまで1,540円 ※それ以上は1kmまで毎に300円追加
付き添い料	30分まで1,020円/回 ※それ以上は30分まで毎に1,020円追加

ご契約者の体調の変化により施設の車両にて通院を行い、また付き添いを必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金のお支払い方法について

ご利用料金等は、1ヶ月毎に集計し、毎月15日頃に請求書をお送りしますので、次の何れかの方法でお支払いください。

金融機関(南都銀行・郵便局・奈良県農業共同組合)口座からの自動引き落とし 引落日は、毎月20日です。 (郵便局のみ、20日に引落不能の場合は28日に再度引落しを行います) 残高不足等で引落不能の場合は、翌月に2ヶ月分が引き落とされます。
指定口座(南都銀行または郵便局)への振込 振込手数料は、利用者様負担となります。 請求書が届いた月の末日までにお振り込みください。
現金によるお支払い 請求書が届いた月の末日までにご持参ください。

非常災害時の対策

非常時の対応	別途で定める「テンダーヒル御所 消防計画」に則り対応を行います	
平常時の訓練	上記と同様の計画に則り年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、消防署の指導のもと、ご利用者も参加して実施します。	
消防計画	消防署への届出日	平成18年7月11日
	防火管理者	施設長 山本忠行

苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	ソーシャルワーカー 西川敏正 第三者委員 なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク Tel 0742-26-6963 Fax 0742-26-6964
苦情解決責任者	施設長 山本忠行
受付時間	毎週月～金曜日 9:00～17:00
連絡先	Tel 0745-66-2500 Fax 0745-66-2512 e-mail info@tender.or.jp

行政機関その他苦情受付期間

御所市 介護福祉課	所在地 御所市1-3 電話番号 0745-62-3001 受付時間 8:15～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町302番の1 電話番号 0744-21-6811 受付時間 8:30～17:30
奈良県社会福祉協議会	所在地 奈良県橿原市大久保町320番地の1 電話番号 0744-29-1201 受付時間 9:00～17:00

サービスの利用に関する留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ○故意に、またわずかな注意を払えば避けられたのにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。 ○事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。 ○当事業所内での飲酒はできません。
--

サービス利用中の医療の提供について

医師の診断または医療的処置が必要であると当施設が判断した時は、かかりつけの主治医において対応していただきます。その際まずご家族に連絡を取り、お迎えに来て頂き、原則としてご家族によって受診していただきます。

但し、ご家族での受診が困難な場合は当施設にて病院までの送迎をさせていただきますがその場合でも受診の付き添いは必ずご家族にてお願いします。

尚、ご利用中の定期受診等については、ご家族で対応をお願いします。

事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生時の際は直ちに、ご家族及び居宅支援事業者、並びに保険者（市町村）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を償いたします。

秘密保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

その他、当法人における個人情報の利用目的は次のとおりです。

社会福祉法人明徳会における個人情報の利用目的

1. 当法人内で利用するもの

- ① 当法人の運営する各事業部門がご利用者に提供する介護福祉サービス
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者に係る各事業部門の管理運営業務のうち、
 - ・入退居等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該ご利用者の介護福祉サービスの向上
- ④ 費用の請求および受領に関する事務
- ⑤ 法人又は当該事業部門全体の介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑥ 学生等の現場実習への協力

2. 他の機関および事業者等への情報提供を伴うもの

- ① 他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所および医療機関との連携、照会への回答等
- ② 介護福祉サービス提供にかかる業務委託
- ③ 家族等への心身の状況説明
- ④ 介護保険事務の委託

- ⑤ 介護保険審査支払機関へのレセプトの提出
- ⑥ 介護保険審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑦ 損害賠償保険、傷害保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 苦情解決にかかる第三者委員への相談および照会の回答

3. 法令上、介護関係事業者（従事者を含む）が行うべき義務として明記されているもの

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

4. 行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの

- ① 市町村による文書等提出の要求への対応
- ② 厚生労働大臣又は県知事による報告命令、帳簿書類等の指示命令等への対応
- ③ 県知事による立ち入り検査等への対応
- ④ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤ 事故発生時の市町村への連絡

以上

平成 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 ソーシャルワーカー 西川 敏正 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者（契約者）住所
氏名 印

身元保証人 住所
氏名 印